

## 第144回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和5年3月20日（月）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和5年3月20日（月）午前 9時55分
- 3 閉会の日時 令和5年3月20日（月）午前10時45分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者（6）	岸本 博	出	7	串田 修	欠
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 石井 治夫  
東区協議会会長 岡崎 章二

事務局	担当局長	佐古 和之	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	菱川 真輔	農地担当課長	竹田 了久
	主幹	佐藤 孝司	担当課長補佐	三浦 諭
	農地担当係長	橋本 聰実	主任	川田 秀紀

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- （2）農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- （3）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
- （2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
- （3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- （4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- （5）農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- 申請等（1）農政関係等について
- （2）その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 奥田 哲也

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第144回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 1 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。5番 奥田 哲也 委員、10番 雪本泰嗣 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

以上です。

議長 それでは申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件8番を審議します。事務局から説明をお願いします。

（大森美也子 委員 退室）

橋本係長 1ページ8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約67アール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 8番について、東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 8番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等（1）の8番の1件を許可と決定してよろしいか。  
全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

（大森美也子 委員 入室）

議長 次に、事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、

機械、労働力、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、3番は関連がありますので同時に説明します。

いずれも交換による所有権移転です。2番の受人と3番の受人は、それぞれ約1.1ヘクタールと約2.1アールの農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、3番の受人は取得後の下限面積30アールを満たしていないが、2番の受人が下限面積を超えており、耕作の利便性の増す交換であることから、農地法施行令第2条第3項第2号の規定により、例外的に許可が可能です。よって、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

**議長 中区協議会の協議の模様を石井副会長さん、ご報告願います。**

1番から4番の4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

**議員 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**  
ありません。

**議員 次に、事務局から東区の説明をお願いします。**

1ページ5番と2ページ13番は、受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約2.7アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、10番は受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約51.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約81アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、新規農による所有権移転です。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、増反による使用貸借権の設定です。期間は令和5年3月20日から令和15年3月19日までの10年間です。受人は現在、約4.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、増反による所有権移転です。受人は現在、約63アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作して

おり、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、21番は受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約2.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ22番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約87アール耕作しております、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.1ヘクタール耕作しております、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員会のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（1）は、1番から7番及び9番から24番までの23件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 4ページ1番から5番は同じ地域で同時申請ですので、まとめて説明します。

いずれも申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は1番から4番は自己専用住宅、5番は既存住宅の越境箇所の敷地拡張で、1、3番は使用貸借権を設定、2、4、5番は所有権を移転します。

1番、受人は東区西大寺中野の賃貸住宅に家族2人で居住していますが、妻の妊娠に伴い手狭になったため、自身の実家に近く、協力しやすい、父所有の土地である申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、受人は中区高屋の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、家族が増え手狭なうえ生活上の騒音も気になるため、自身の実家に近いため協力が得られ、環境の変化の少ない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は中区関の賃貸住宅に家族5人で居住していますが、家族が増え手狭になったため、夫婦の職場、妻の実家に近く、協力も得られ利便性も良い、妻の父所有の土地である申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は中区祇園の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、家族が増え手狭になったため、現居住地、自身の職場に近く、環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は中区今在家の持ち家に居住していますが、受人の所有する擁壁が西側隣接農地に傾いており、越境部分を是正するため敷地を拡張しようとするものです。

いずれも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は中区平井三丁目の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先・実家に近く、協力のしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は令和4年10月19日付農振除外済みの案件で、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。

受人は南区新保で自動車板金塗装業を営む法人ですが、保管車両の駐車場が不足し作業効率が悪化しているため、令和2年3月18日付けで、農地法第5条一時転用許可を受け、露天駐車場として使用しています。許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用する必要があり、永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

**中区協議会の協議の模様を石井副会長さん、ご報告願います。**

1番から7番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

**協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 4 ページ 8 番、令和 2 年 5 月 12 日付けで農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がりが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は、岡山市南区浦安本町に本社を置き、産業廃棄物運搬処理業を営んでいますが、最終処分場の埋め立て資材が必要となつたため、事業地に隣接し、業務遂行上便利な申請地で資材の採取を行い、採取後は露天資材置場として利用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9 番、申請地は、農地の広がりが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は農業用露天資材置場及び農業用露天駐車場で、所有権を移転します。

受人は北区本町に本店を置き、フルーツ農園を営む農地所有適格法人ですが、慢性的に農業用資材や農業用車両の保管場所が不足していたため、自社が営む店舗の周辺で一体的に管理しやすい申請地に農業用資材置場及び農業用露天駐車場を整備しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進 委員会 8 番、9 番の 2 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（2）は、1 番から 9 番までの 9 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 5 ページ 1 番から 8 ページ 13 番までの 13 件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権 12 件、賃借権 1 件で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会ではすべて受理意見となっています。以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（3）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届け出について、1 番から 13 番の 13 件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、9ページ1番の1件で、転用目的は位置指定道路で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、10ページ1番から11ページ10番までの10件で、転用目的は分譲住宅地6件、敷地拡張1件、自己住宅1件、進入路1件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ1番から14ページ16番までの16件です。解約理由は耕作目的15件、転用目的1件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、15ページ1番から5番までの5件です。内容は農業用倉庫3件、農業用作業場及び農業用露天駐車場1件、農業用進入路1件です。

報告（5）農地改良届については、16ページ1番から4番までの4件で、内容は普通野菜畠3件、果樹園1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

大森勇二 下限面積の廃止について理解できない。今後はだれでもいいということか。今までは事務局で一定の線引きが可能である程度の判断が可能だったと思うが、それがなくなるということは、農業委員会で何をどう判断することを求められるのか。

事務局 突然廃止となつたのでこれに従うしかないが、これまで家庭菜園的な目的の取得は対象外としていたが、今後は自家消費目的であっても制限できなくなります。

奥田委員 農業会議開催の説明会へ出席したが、下限面積は戦後70年の間農地を守る要となった基準だが、資料によると、基盤法の適用が大幅に増え、現在では農地法に基づく権限がほとんどないことが理由とされていたので残念に思った。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。（下限面積要件の廃止に伴う関係告示等の廃止について承認）

岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

いました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時45分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員